

東金税務署から 確定申告のお知らせ

◆東金税務署の令和4年分の
所得税・贈与税・個人消費
税の申告書作成・相談

▼会場 東金商工会館1階
(東金市東石崎1-5)
▼期間 2月16日(木)～3月15
日(水)※(日)、祝日を除く。
▼受付時間 8時30分～16時
(相談開始9時)
※混雑回避のために入場整理
券を配布します。
▼注意事項

・スマートフォンによるe-Tax申告を推奨しています。スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は持参ください。
・入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。入場整理券は当日会場配布するほか、LINEで事前発行できますので、ぜひご利用ください。
・混雑が予想されますので、2月中の来場にご協力ください。
・還付申告は、申告書作成・相談会場開設前から東金税務署で相談を受け付けています。
・申告書作成・相談会場開設期間中、会場と税務署の駐車

場は利用できません。東金駅東口の「マンスリータイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力ください。身障者用駐車スペースを利用の際は、会場の職員または税務署の警備員にお声掛けください。
・申告書等の提出も受け付けます。
・申告書の「控用」に収受印が必要な場合は「提出用」と一緒に提出してください。後日「控用」に収受印を押印することはできません。

◆申告書の提出はお早めに
▼申告・納付期限
・所得税・贈与税 3月15日(水)
・個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(金)
確定申告書等は事前に作成し、早めの提出をお願いします。
▼申告書提出先
※申告書の提出のみ相談不要。
①2月16日(木)～3月15日(水) 申告書作成会場の提出コーナー
②①以外の期間 東金税務署 〒262-8507
千葉市花見川区武石1-520
東京国税局業務センター千葉西分室

◆納税は期限内に振替納税で
所得税・個人事業者の消費税、地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続きは簡単ですので、詳細は国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署に問い合わせください。
◆振替納税を利用している方へ
令和4年確定申告分の振替日は次のとおりとなりますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。



確定申告が必要なく、 住民税の申告が必要な方

令和5年1月1日現在、市に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。住民税の申告内容は、国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、市営住宅入居等でも必要となりますので、必ず申告してください。

◆住民税の申告が必要な方
・給与または公的年金以外の所得のある方
・令和4年中に所得が無く、控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
・令和4年中の所得が非課税所得(主に遺族・障害・老齢

類)の提示または写しの添付が必要です。
◆申告書の提出はお早めに
▼申告・納付期限
・所得税 4月24日(月)
消費税 4月27日(木)
※残高不足で振替ができない場合は、延滞税がかかる場合があります。
※転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続きが必要です。
◆振替納税を利用していない方へ
現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関または所轄の税務署で納付してください。自宅からインターネットを利用して納付することもできます。

◆国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま提出することができます(e-Tax)。e-Taxの利用手続きは国税庁ホームページをご覧ください。確定申告書等作成コーナーで入力した確定申告書等は、プリントアウト(白黒可)して税務署に提出することもできます。

◆確定申告が必要ない方で、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、所得税の還付が発生しない方も、住民税の計算上所得控除等を受ける場合は住民税の申告が必要です。
◆東金税務署
〒0475(52)3121



福祉年金や雇用・労災保険の給付等(こと)のみで控除対象配偶者または扶養親族の対象になっていない方
・令和4年中の合計所得金額が1,000万円を超えている方の同一生計配偶者として被扶養者となる方
※所得税の確定申告をした方は、住民税の申告をする必要はありません。
※確定申告が必要ない方でも、住民税の計算上所得控除を受けるために住民税の申告が必要となる場合があります。
※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下のため、所得税の申告が必要ない方でも、住民税の申告は必要です。
◆国務課市民税班
〒0475(70)0321

市の所得税・住民税の申告相談

▶実施日

日程	中央公民館1階講堂	農村環境改善センターいずみの里農事相談室
2月16日(木)	○	○
2月17日(金)	○	○
2月20日(月)	○	×
2月21日(火)	○	○
2月22日(水)	○	○
2月24日(金)	○	○
2月27日(月)	○	×
2月28日(火)	○	○
3月1日(水)	○	○
3月2日(木)	○	○
3月3日(金)	○	○
3月6日(月)	○	×
3月7日(火)	○	×
3月8日(水)	○	×
3月9日(木)	○	×
3月10日(金)	○	×
3月13日(月)	○	○
3月14日(火)	○	○
3月15日(水)	○	○

※(土)・(日)・祝日は申告相談を実施していません。
▶受付時間
・午前の部=9時～11時
・午後の部=13時～16時
◆次の方は東金商工会館で申告してください
・住宅借入金等特別控除(1年目)のある方
・青色申告、損失申告の方
・準確定申告(亡くなった方の申告)の方
・譲渡所得のある方

・先物取引、山林所得のある方
・雑損控除のある方
・国外の親族を扶養にとる方
・贈与税や消費税の申告が必要な方
※東金商工会館の開設期間は、2月16日(木)から3月15日(水)までです。それ以外の期間は、東金税務署へご相談ください。
▶注意事項
・相談会場への入場には、当日会場配布する入場整理券が必要です。受付時間内でも、入場整理券の配布枚数が上限に達した場合は受付を終了します。申告書と添付書類を作成済で、提出のみで済む方は入場整理券不要で受け付けます。
申告相談初日や終了間際は大変混み合います。また、相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。
申告は期限内に行ってください。期限を過ぎると、控除の適用等を受けられない場合があります。
・所得税の確定申告関係書類の印刷部数が大幅に削減されました。市の相談会場や税務課では、在庫がなくなり次第配布・配架を終了します。用紙等を希望する方は、東金税務署へ問い合わせください。
国務課市民税班
〒0475(70)0321

確定申告での医療費通知の使用について

医療費控除を受ける際に提出する明細書について、医療費通知を添付することにより記入が省略できます。
国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者の、医療費通知発送日程をご確認ください。他の健康保険に加入している方は、各健康保険組合にお問い合わせください。
確定申告時期に間に合わない発送分は、領収書等でご確認の上、明細書へ記入してください。
◆医療費通知発送日程
●国民健康保険

診療月	発送時期
1月～10月診療	1月発送済
11月～12月診療	3月中旬発送予定

●後期高齢者医療保険

診療月	発送時期
1月～5月診療	令和4年10月発送済
6月～10月診療	2月上旬発送予定
11月～12月診療	6月上旬発送予定

※確定申告では医療費通知原本の添付が原則必要です。紛失等した場合はご相談ください。
国市民課国保班
〒0475(70)0334
市民課高齢者医療年金班
〒0475(70)0336